

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策【抜粋】

(平成 28 年 6 月 3 日・軽井沢スキーバス事故対策検討委員会)

再発防止策の具体的な項目及びスケジュール【平成 28 年 12 月 20 日時点】

※ 「実施の目途」のうち、制度改正を伴うものについては、その時期を示しており、改正後の制度の施行については、一定の周知期間を設ける必要がある。

※ 実施の目途に「平成 28 年中」とある項目については、可能な限り次のスキーシーズンまでに対策を講ずる。

(凡例)

 措置済

71/85 項目 実施済 (平成 28 年 12 月 20 日時点)

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

項目	講ずべき事項	実施の目途
1. 運転者の技量チェックの強化		
①初任運転者に対する適性診断、指導・監督の範囲の見直し	事業者が新たに雇い入れた全ての運転者に適性診断（初任）を受診させ、運転者の運転特性を踏まえた、きめ細やかな指導・監督の実施を義務付ける。（告示改正）	平成28年7月頃公布予定 （パブリックコメント実施中） → 平成28年8月告示公布 平成28年12月施行済
②事業者による運転者の経歴・運転経験の把握	事業者が新たに雇い入れた全ての運転者に経歴・運転経験（車種ごと）を申告させ、事業者に乗務員台帳に記載させる。（省令改正）	平成28年7月頃公布予定 （パブリックコメント実施中） → 平成28年8月省令公布 平成28年11月施行済
③初任運転者等に対する指導・監督における実技訓練の義務付け	運転者の運転経験を車種ごとに確認し、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、実技訓練を実施するよう要請する。（通達発出）	実施済み （平成28年2月）
	初任運転者・事故惹起運転者に対する指導・監督において、実技訓練の実施を義務付ける。（告示改正）	平成28年中 → 平成28年11月告示公布 平成28年12月施行済
	運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督の実施を義務付ける。（省令改正）	平成28年中 → 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
2. 運行管理の強化		
④運行管理者等の在り方	営業所ごとの運行管理者の必要選任数を、20両ごとに1名（100両以上分は30両ごとに1名）・最低2名以上とする。（省令改正）	平成28年中 → 平成28年11月省令公布 平成29年12月施行予定
	運行管理者の資格要件を試験合格者のみに限定する。（省令改正）	平成28年中 → 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
	夜間運行について「中間点呼」の実施を義務付ける。（省令改正）	平成28年中 → 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
	補助者の選任時に、国への届出を義務付ける。（省令改正）	平成28年中 → 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
	資格試験の増回に向けて調整する。	平成28年中

	実態のない運行管理者配置を防止するための仕組みを構築する。	平成29年春まで → 平成28年11月実施済
3. 車両整備の強化		
⑤車両整備の徹底	古いバスなどの車両の状態に応じて、バス事業者が予防整備（不具合発生の予防も含めた十分な整備）を行うためのガイドラインを策定する。（通達改正）	平成29年春まで → 平成28年8月 検討会開始
⑤車両整備の徹底	監査等において、ガイドラインに沿った点検整備の実施を確認できるよう、記録簿様式を見直す。（通達改正）	平成29年春まで → 平成28年8月 検討会開始
	バス事業者が十分な整備を実施できるよう、整備管理者向けの研修・講習を拡充する。	平成29年春まで
4. 事業用設備の強化		
⑥ドライブレコーダーによる映像の記録・保存等の義務化	ドライブレコーダーによる映像の記録・保存やその記録を活用した指導・監督を義務付けるとともに、記録を活用した事故調査・分析を行う。（省令改正）	平成28年中 → 平成28年11月告示公布 平成29年12月以降随時 施行予定
⑦パソコンの保有の義務付け等	バス協会非加入事業者に対して、管轄する運輸局又は運輸支局等から受信確認機能を付したメールにて制度改正等に関する情報を配信する。そのため、パソコンの保有を義務付ける。（通達改正）	平成28年夏まで → <PC保有指導通達> 平成28年9月発出済 <許可基準通達> 平成28年11月発出済
	自動車局メールマガジン「事業用自動車安全通信」の内容をさらに充実させ、特にバス協会非加入事業者に対しては、機会のあるごとに配信登録を強力に促す。	平成28年夏まで → 平成28年9月開始
⑧シートベルトの装着の徹底	乗客へのシートベルトの着用の注意喚起、発車前の乗客のシートベルトの着用状況の目視等による確認等の徹底を要請する。（通達発出）	実施済み (平成28年2月)
	シートベルト着用励行リーフレットを作成（訪日外国人旅行者向けの外国語版を含む。）し、インターネット等を活用し周知する。	実施済み (平成28年2～3月)
	シートベルト着用の、わかりやすく、かつ効果的な広報方法について、関係者からなる連絡会議において検討を開始する。	平成28年4月開始
⑨補助席へのシートベルトの設置の義務化	大型高速バスの補助席に対してシートベルトの設置を義務付ける。（省令改正）	平成28年中 → 平成28年11月省令公布 平成28年11月施行済
5. その他、貸切バス事業の適正化のための各種負担の強化		
⑩監査必要書類の備え付けの義務化	監査で確認する運行管理等に係る書類を一定の場所に備え付けるよう義務付ける。（省令改正）	平成28年中 → 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
⑪安全投資計画・収支見積書の作成の義務付け	事業参入時・許可更新時に、所要の安全投資に関する「安全投資計画」及び安全投資計画に即したコスト等を盛り込んだ「収支見積書」の作成を義務付け、事業実績も踏まえ、事業遂行能力を審査する。	平成28年秋以降 → 平成29年4月施行予定
⑫増車の際の提出書類の整備	増車の事前届出の際に、事業者の運行管理体制、運転者の確保、車両の整備記録等の情報について添付書類の提出を義務付ける。（通達改正）	平成28年夏まで → 平成28年9月発出済
⑬指導を行う民間団体等への負担金の支払い	民間指定機関は、バス協会の非会員事業者から負担金を徴収し、巡回指導を行う（毎年度）。	平成28年秋以降 → 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済

⑭ 運転者の労務・健康管理の改善	健康管理に関する違反事案について、厚生労働省との相互通報の対象に追加する。（通達改正）	平成28年夏まで → 平成28年8月発出済
	各地方バス協会が事業者の要望を踏まえ、医療機関と調整し、健康診断を集団受診する機会を設ける。	平成29年春まで

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

項目	講ずべき事項	実施の目途
1. 違反事項の早期是正と処分の厳格化等		
①確認事項のチェックリスト化	街頭監査の結果を捉え、法令違反が多い事項をチェックリスト化し、運行前に事業者記入・確認を行わせる。(通達発出)	実施済み (平成28年2月)
②街頭監査における指摘事項の早期是正	街頭監査において、法令違反が確認された場合は、他の運行において同様の法令違反が無いかどうかを確認するため、30日以内に一般監査(呼出)を実施する。(通達発出)	実施済み (平成28年2月)
	街頭監査において、緊急を要する重要な事項以外の法令違反が確認された場合でも、その場で実施・改善が確認できない場合は、運行を中止させる。(通達改正)	平成28年中 → 平成28年11月発出 平成28年12月施行済
③一般監査における指摘事項の早期是正	一般監査において、輸送の安全に関わる重大な法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、必要に応じ運行を中止させるとともに、速やかに特別監査を実施する。(通達改正)	平成28年中 → 平成28年11月発出 平成28年12月施行済
	一般監査において、輸送の安全に関わる重大な事項以外の法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、30日以内に是正状況確認のための指摘事項確認監査(呼出)を実施する。	平成28年秋以降 → 平成28年11月発出 平成28年12月施行済
④運輸安全マネジメント評価の強化	貸切バス事業者における安全管理体制の構築状況を調査票や民間団体等を活用した運輸安全マネジメント制度の普及啓発活動への参加状況等により確認し、評価実施の優先順位を設定した上で、安全管理体制が不十分である等の事業者に対する迅速かつ重点的な運輸安全マネジメント評価を開始する。	平成28年7月頃開始予定 (平成28年5月までに調査票を配布・回収済) → 平成28年11月開始
⑤事業停止、事業許可取消処分の対象範囲の拡大	違反行為の悪質性や事故の及ぼす社会的影響の重大性等、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して、事業停止又は事業許可の取消処分ができることとする。(通達改正)	平成28年6月発出予定(パブリックコメント実施済) → 平成28年6月発出 平成28年7月施行済
	複数回にわたり法令違反を是正・改善しない事業者を事業停止又は事業許可の取消処分の対象とする。(通達改正)	平成28年中 → 平成28年11月発出 平成28年12月施行済
⑥運行管理者に対する行政処分の見直し	違反行為の悪質性や事故の及ぼす社会的影響の重大性等、個別の情状を十分かつ総合的に判断して運行管理者資格者証の返納命令を行うことができることとする。(通達改正)	平成28年6月発出予定(パブリックコメント実施済) → 平成28年6月発出 平成28年7月施行済
⑦処分量定の見直し	輸送の安全に特に関わる事項の違反を中心に処分量定を引き上げるとともに、処分量定の算出方法をより実効的なものにする。(通達改正)	平成28年中 → 平成28年11月発出 平成28年12月施行済
⑧車両の使用停止処分の日車配分の見直し	行政処分により使用を停止させる車両数の割合を引き上げる。(通達改正)	平成28年中 → 平成28年11月発出 平成28年12月施行済
⑨罰則の強化	輸送の安全の確保に関する違反を犯した事業者に対して適用される罰則について、違反行為の抑止力を高めるため、法人重科の規定を創設し、法人たる事業者の罰金額を引き上げる。	平成28年秋以降 → 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
2. 許可更新制の導入等による不適格者の排除		
⑩安全投資計画・収支見積書の作成の義務付け	事業参入時・許可更新時に、所要の安全投資に関する「安全投資計画」及び安全投資計画に即したコスト等を盛り込んだ「収支見積書」の作成を義務付け、事業実績も踏まえ、事業遂行能力を審査する。【再掲】	平成28年秋以降 → 平成29年4月施行予定

⑪事業許可の更新制の導入	貸切バス事業者の事業遂行能力を一定期間ごとにチェックするため、既存事業者を含め、事業許可の更新制を導入する。	平成28年秋以降 → 平成28年12月法改正 平成29年4月施行予定
3. 不適格者の安易な再参入の阻止		
⑫事業許可の再取得要件の厳格化	許可の取消処分を受けた事業者について、欠格期間（現行2年）を5年程度に延長する。	平成28年秋以降 → 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
	処分逃れを目的として監査後に廃業届を提出した場合や、密接な関係にあるグループ会社が許可取消しを受けた場合等を欠格事由に追加する。	平成28年秋以降 → 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
⑬事業廃止の事後届出制の見直し	処分逃れを防止するため、廃業の事後届出制を改め、事前届出制とする。	平成28年秋以降 → 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
⑭運行管理者資格の返納・再取得要件の厳格化	運行管理者資格者証の返納命令を受けた者について、欠格期間（現行2年）を5年程度に延長する。	平成28年秋以降 → 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
⑮運行管理者に対する行政処分の見直し	返納命令を受けた運行管理者について、欠格期間中は、補助者として運行管理業務に従事できないようにする。（省令改正）	平成28年7月頃公布予定 （パブリックコメント実施中） → 平成28年8月省令公布 平成28年11月施行済
	返納命令を受けたことのある運行管理者や、事故・法令違反を繰り返す運行管理者・運転者等を把握し、継続的に監視する仕組みを構築する。	平成29年春まで → 平成28年11月実施済
⑯整備管理者資格の再取得要件の厳格化	整備管理者の資格再取得要件を厳格化する。	平成28年中 → 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済

(3) 監査等の実効性の向上

項目	講ずべき事項	実施の目途
1. 国の監査・審査業務の見直し		
①監査対象の重点化	重大事故を引き起こした事業者、法令違反が疑われるとして継続的に監視が必要な事業者等に対し、重点的に監査を実施する。	平成28年秋以降
②監査から処分までの期間の短縮	監査で確認する運行管理等に係る書類を一定の場所に備え付けるよう義務付ける。(省令改正)【再掲】	平成28年中 → 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
	ICTを活用するなど監査事務の効率化のための措置を開始する。	平成29年春まで
③事業許可の更新制の導入	貸切バス事業者の事業遂行能力を一定期間ごとにチェックするため、既存事業者を含め、事業許可の更新制を導入する。【再掲】	平成28年秋以降 → 平成28年12月法改正 平成29年4月施行予定
2. 事業者団体の自浄作用の強化		
④監査におけるバス事業者団体の活用	業界が自律的に安全を確保するよう、事業者団体としてのバス協会は、全ての会員事業者に対して巡回指導を実施する。	平成28年秋以降 → 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
⑤バス事業者団体への加入の促進	日本バス協会に、中小会員の意見を集約する組織を設置する。	平成29年春まで
	セーフティバス認定の審査費用について会員メリットを拡大するとともに、認定後のフォローアップを通じたさらなる安全性向上、認定に応じた巡回指導のあり方について検討し、早急に結論を得る。	平成29年春まで
	バス協会において ICT システム（旅行業者との契約業務の電子化、運行指示書の作成等の運行管理業務を自動化する共通ソフト等）を構築し、希望する会員事業者が廉価で使用できる仕組みについて道筋をつける。	平成29年春まで
3. 民間指定機関による適正化事業の活用		
⑥監査における民間団体等の活用	民間指定機関は、バス協会の非会員事業者から負担金を徴収し、巡回指導を行う(毎年度)。【再掲】	平成28年秋以降 → 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
	業界が自律的に安全を確保するよう、事業者団体としてのバス協会は、全ての会員事業者に対して巡回指導を実施する。【再掲】	平成28年秋以降 → 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済

(4) 旅行者、利用者等との関係強化

項目	講ずべき事項	実施の目途
1. 実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化		
①旅行者と貸切バス事業者の取引の事例調査	「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」の枠組みを活用し、旅行者と貸切バス事業者の取引の事例調査を行う。	実施済み (平成28年3月)
②運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加	旅行者と貸切バス事業者の間で取り交わされる運送申込書/引受書の様式例に、運賃・料金の上限・下限額の記載を追加する。(告示改正等)	平成28年7月頃公布予定 (パブリックコメント実施中) → 平成28年8月告示公布 平成28年11月施行済
③手数料等の額(率)に関する取引書面の取り交わし	運送申込書/引受書の書面取引時に併せて旅行者と貸切バス事業者で確認の上、手数料等の額(率)に関する書面を取り交わす。(省令改正等)	平成28年7月頃公布予定 (パブリックコメント実施中) → 平成28年8月省令公布 平成28年11月施行済
④通報窓口の設置	運賃・料金に関する情報について、通報窓口を国土交通省に設置する。(通達発出)	平成28年夏まで → 平成28年8月発出済
⑤専門家による手数料等のチェックや是正指導が可能となる体制の整備	旅行者と貸切バス事業者の取引関係を適正化するため、手数料等について、専門家からなる独立性の高い通報対応組織(第三者委員会)を両業界の共同により設置する。業界団体は、不適切な取引の自主的な是正を図るほか、法令違反の可能性が高い場合には行政庁や公正取引委員会へ通知する。	平成28年夏まで → 平成28年8月設置済
⑥旅行業界における知識習得の場の充実	国・事業者団体が実施する旅行者向けの講習会等の場において、貸切バスの運賃制度、バス会社名の表示、貸切バス事業者の選定に関する知識習得の機会を設ける。	平成28年中 → 平成28年12月に開催
⑦学校等による適切な貸切バス選定の推進	学校や地方公共団体等による貸切バス発注・選択の現状について、関係行政機関の協力を得て実態調査を実施する。	平成28年夏まで → 平成28年8月実施済
	運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加について周知を行うタイミングで、学校や地方公共団体等に対して貸切バスの運賃・料金制度について周知する。	平成28年中 → 平成28年12月実施済
	学校や官公庁等の運送を請け負おうとする貸切バス事業者が、当該学校等に対して運賃・料金制度を説明する際に使用できるチラシを国土交通省で作成し、配布する。	平成28年中 → 平成28年12月実施済
2. 利用者に対する安全情報の「見える化」		
⑧貸切バス事業者の処分歴の公表方法の拡充	事業者の行政処分情報について、ホームページの更新頻度を月1回から月3回に増やすとともに、より手軽な閲覧方法としてスマートフォン向け簡易検索サイトを開設する。	実施済み (平成28年3月)
	事業者の行政処分情報について、ホームページに掲載する期間を延長する(現行は3年間限り)。	平成28年中 → 平成28年12月実施済
⑨利用者への貸切バス事業者名の提供	企画募集のパンフレット等に貸切バスの運行事業者名を掲載する(決まっていない場合には、「A社、B社又は同等の会社」等の表記の工夫を行う。なお、旅程保証及び取消料については下記⑩の状況を踏まえ、整理する。)(通達改正)	平成28年夏まで →平成28年7月以降 掲載順次開始 平成28年10月通達改正済
⑩貸切バス事業者の安全情報提供の仕組みの構築	貸切バス事業者に関する一定の安全情報の国への報告を義務付けるとともに、報告内容を整理し、安全行政に活用する。(省令改正)	平成28年中 → 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
	比較サイト等において、セーフティバス認定のランク等が掲載されるよう、貸切バス事業者に関する一定の安全情報を公表する。	平成28年中 → 平成28年12月実施済
	利用者に対し、貸切バス事業者のASV技術搭載車両導入率を	平成28年中

	情報提供する。	→ 平成28年12月実施済
⑪車体等への ASV 技術の搭載状況の表示	車体等に ASV 技術の搭載状況を表示するためのガイドラインを策定する。(通達発出)	平成28年中 → 平成28年12月通達発出
	セーフティバス認定の採点基準に ASV 技術搭載車両導入率を加える。	平成28年中
⑫安全運行パートナーシップガイドラインの改訂	利用者への情報提供、適正な運賃・料金の収受に関する内容を「安全運行パートナーシップガイドライン」に追記するとともに、名称を「安全運行パートナーシップ宣言」に変更する。((一社) 日本旅行業協会、(一社) 全国旅行業協会、(公社) 日本バス協会による措置)	平成28年夏まで → 平成28年8月改訂済
3. ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討		
⑬ランドオペレーターへの対応	現在は法規制の対象となっていないランドオペレーターへの規制の在り方について検討を行う。	平成29年春以降 (法改正を検討) → 法改正に先立ち 平成28年10月通達発出済 → 次期通常国会での法案提出を検討中
⑭旅行業者への行政処分等の強化	行政処分の基準について、これまでの議論を踏まえながら引き続き検討する。	平成29年春まで

(5)ハード面の安全対策による事故防止の促進

項目	講ずべき事項	実施の目途
1. ガイドラインの策定		
①速度抑制装置(スピードリミッター)の開発促進	手動可変式の速度抑制装置や道路ごとの制限速度に応じて自動で速度制御を行う技術(ISA(Intelligent Speed Adaptation))の基本設計等に関するガイドラインを策定するため、有識者からなる委員会において検討を開始する。	平成28年5月開始
②ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進	ドライバー異常時対応システムの実用化を促進するため、基本設計等に関するガイドラインを策定する。	実施済み (平成28年3月)
	ASV推進検討会において、より高度なドライバー異常時対応システムに関する検討を開始する。	平成28年夏まで →平成28年5月 検討開始済
③車体等へのASV技術の搭載状況の表示	車体等にASV技術の搭載状況を表示するためのガイドラインを策定する。(通達発出)【再掲】	平成28年中 →平成28年12月通達発出
	セーフティバス認定の採点基準にASV技術搭載車両導入率を加える。【再掲】	平成28年中
2. 導入促進に向けた支援等		
④ASV技術搭載車両への代替促進	平成32年度(2020年)までに、貸切バスの衝突被害軽減ブレーキの装着率(保有ベース)を40%以上とすることを交通政策基本計画において目標とする。	平成28年夏まで →平成28年6月実施済
	ASV技術搭載車両の導入を引き続き支援し、ASV技術の安全効果や支援制度について、バス事業者への周知・広報を強化する。	平成28年中
	車体等にASV技術の搭載状況を表示するためのガイドラインを策定し、代替を促進する環境を整備する。(通達発出)【再掲】	平成28年中 →平成28年12月通達発出
	ASV技術搭載車両の生産体制等について関係者からなる連絡会で検討を開始する。	平成28年夏まで →平成28年9月 検討開始済
⑤デジタル式運行記録計の普及促進	デジタル式運行記録計やリアルタイムに管理が可能な高度な運行管理支援システムの導入を引き続き支援する。	平成28年度中 (補助対象機器の公募中) →平成28年9月補助金 交付申請受付終了
	デジタル式運行記録計の導入にあたっての事業者の規模別の課題、導入・活用事例や具体的に生じているメリットの把握を目的とした実態調査を実施する。	平成28年中 →平成28年12月実施済
	実態調査の実施により把握された内容を踏まえ、貸切バス事業者を対象として、デジタル式運行記録計の活用事例及び期待される効果等を紹介するためのセミナーの開催等の普及方策をとりまとめる。	平成29年春まで
⑥自動変速装置(AT)の導入	AT仕様も選択できるよう、大型高速バスのAT(AMTを含む。)の開発を促進するため、関係者からなる連絡会議において検討を開始する。	平成28年4月開始
⑦車両構造の強化	国連が定める車体の強度に関する基準を義務化する。(省令改正)	平成28年7月頃公布予定 (パブリックコメント実施中) →平成28年8月省令公布 平成28年8月施行済
⑧車両強度のみならず速度抑制対策など総合的な安全対策	今後、警察及び事業用自動車事故調査委員会の調査結果等を踏まえ、「車両安全対策検討会」において、このような被害を防ぐための車両の安全対策のあり方を総合的に検討する。	調査結果等を踏まえて検討を開始